

令和6年第11回

美里町農業委員会総会議事録

第 1 1 回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和 6 年 1 0 月 2 5 日(金) 午前 1 0 時 0 1 分から午前 1 0 時 3 5 分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎 2 階 2 0 2 会議室

3 出席委員 (1 5 名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木幸一郎
1 0 番	小野 保裕	1 2 番	鈴木 幸博	1 3 番	遊佐 恭一
1 4 番	渡邊 雅光	1 5 番	邊見 勝寿	1 6 番	伊藤 恵子

欠席委員 (1 名)

1 1 番 澁谷 正行

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農用地の形状変更届出について
6. 非農地証明願について

5 議 事

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
第 2 号議案 農用地利用集積計画書審議について
第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員 (2 名)

事務局 長 高 橋 博 喜
事務局次長 野 田 浩 司

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、令和6年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、澁谷委員が新型コロナウイルス感染症ということで欠席届が出ておりますので、本日の出席委員は15名の出席であります。総会を開く場合に、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	最初に、議事録署名委員の選任をいたします。議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。13番遊佐恭一委員、14番渡邊雅光委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について。 10月21日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。
小田嶋勝美委員	1番小田嶋です。 10月21日月曜日に、201会議室で農家相談を行いました。伊藤会長、後藤委員と私、3人に対応しましたが、誰も来られませんでした。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。
議長	次に、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2から報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それでは、ないようですので、次に、報告事項５番、農用地の形状変更届出について事務局より報告をお願いします。

また、１０月１６日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(報告事項５について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

それでは、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

農地調査委員会は、古内委員と委員長である私、久道と邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計５名で１０月１６日に現地調査を行いました。

農用地の形状変更届出について、番号８の申請地は●●字●●です。土盛りした上で●●●し、●●●●の作付けを計画していますので、特に問題はないものと確認してきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

次に、報告事項６番、非農地証明願についてに入ります。

１０月１６日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(報告事項６番について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員による調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

番号１８の申請地は●●●●●です。現地は、●●●●年●月●日に農地転用許可を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も雑種地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。

	(なしの声あり)
議長	それでは、ないようですので議事に入ります。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。 質疑ありませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。
議長	次に、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	休憩します。(10:21)
議長	再開いたします。(10:21)
議長	事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを審議いたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長	次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、10月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
久道雄悦委員	番号25の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●です。現地は宅地及び河川により10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。 番号26の申請地は●●字●●と●●●●●にまたがる一角の土地にあり、転用目的は●●●●●です。現地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内にあり、大規模な一団の農地から少し離れた箇所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、農地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。 質疑ありませんか。
鈴木幸博委員	12番鈴木です。 25番の別紙の配置図を見ますと、通路敷なり資材置場なり、そういったスペースの面積でかなり取られていて、あと●●●●●の隙間もかなり多いような気がするんですね。これが正常な寸法で書かれているのかどうか分からないんですが、何か面積2,300平米の半分近くが●●●●●以外に使われているような内容と思われます。これで県からの許可がもらえるものなのかどうかということについて、簡単に説明をお願いしたいと思います。
議長	事務局、よろしいですか。
事務局	こちらにつきましては、この申請が10月10日に提出いただきまして、その後、県のほうにこちらの図面並びにそういった理由についてご説明して意見を求めています。 それで、県からの意見につきましては、●になる影響で設置できないところ、なぜ設置できないかという理由と、あと、各資材置場

に何を置くか等を別紙理由書で明記していただいて、それが適当と認められるのであれば許可が下りるということでございます。

なお、こちらにつきましても県の審議会がございますので、そちらのほうで、この申請面積の妥当性等を確認して判断するというところでございます。

事務局

補足です。別紙のほうをご覧いただければよろしいんですが、番号25と26の違いについてですが、1●あたりの●●●の大きさが、この25番のほうが大きいですね。25番が大きくて、そして、26番のほうは●●●が小さいということで、●数的には差が出ているというのが、そういった理由であります。ただ●●●の大きさと●数はともかくとして、25番のほうは確かに、最小限の面積を転用するという原則どおりになっていない可能性がありますので、この辺をちょっと県に意見をするとき、考慮をした内容で進達のほうを進めたいというふうに思っております。

以上です。

議長

そのほかございませんか。

邊見勝寿委員

15番邊見です。

25も26も両方●●●、もともとちょっと荒れた土地ということで、別に土地的には問題ないんですけども、この業者、みんな広島とか東京とか、そういうような県外の方たちが主ということで、要するに設備のメンテナンスというのは、どういうふうな形になるのかちょっと教えていただければと思います。

事務局

設置後の管理につきましては、他の周辺農地への影響がないかどうかということを事業計画書概要に書く項目がございまして、雑草の取扱いについては、事業所で定期的に維持管理を行い、周辺農地への影響はありませんということで、その対策を取るということを書き載されて提出されている状況でございます。

なお、こちらの業者ではありませんが、草刈りがしていないということで、ちょっと周辺住民から苦情が寄せられたことが、今まで農地転用により設置したところとございました。そのところにつきましては、農業委員会のほうから農地ではありませんが、お願いではございますが、きちんとした管理をしてもらいたいということでお願いして、あと定期的に除草していただいているような状況でございます。

あと、何かそういうところがございましたら、ちょっと事務局に相談いただいて、あと事務局からその業者のほうにお願いしたいと思っております。

以上です。

邊見勝寿委員

今のでいいんですけども、要するに、どういうふうなところにメンテナンスを頼むのかということなんですね。この業者は県外にあるだろうから、どこか近隣の地域の業者とかにメンテナンスを頼むんでしょうが、先ほど言われたように、かなり荒れているところが多いので、そこら辺も確認しないといけないと感じます。そこら辺、ちょっと分かればなと思ったんですけども、分からなければ後から調べてでも、ご報告いただければと思います。

事務局	こちらの事業所につきましては、仙台市並びに大崎市古川に営業所等がございますので、そこから委託している業者等に管理をしていただいているような状況でございます。 (「分かりました」の声あり)
議長	よろしいですか。そのほかございませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	それでは、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了しましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。 質疑ありませんか、そのほか。 (なしの声あり)
議長	それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
議長	以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議席13番

署 名 委 員
議席14番